

## 1. 琉球の符文・執照に附された半印勘合[岡本 2001]

- ・明朝の「勘合」…朝貢勘合、朝貢国・勢力に給付→使節の照合  
日本・暹羅等、海外の 15 カ国に給付／内陸向けの「符勅勘合」
- ・琉球の「半印勘合」…琉球から派遣される使節に給付→使節の管理？  
『宝案』初出は宣徳三年(1428)[史料 1]…尚巴志即位当初から使われていた可能性？  
半印勘合字号の一覧[表 1]…尚寧までは国王一代で一字号  
正徳期の一覧[表 2]…中国向けには符文・執照に各一号／朝鮮・東南アジア向けには勘合一号  
→日本向けの使節には？ ※中国・朝鮮・東南アジア←→対日本の和文文書  
「使節」の管理統制機能？… 王権と「使節」との関係は？  
琉球側でしか管理できない—「半印勘合」の機能  
「使節」以外の往来船はどう扱っていたか？

## 2. 琉球の曆

- ・「奉正朔」：中国に対する恭順—従属関係を示す
- ・大統曆(明)→時憲書(清)：琉球に対しては毎年百本を下賜[図 1]  
「正統参年大統曆壹百本内黄綾面壹本」  
福州で作成・受領→琉球への到来するまで、一般に半年程度が経過  
※年号のずれ…例えば洪熙二年付の咨文 ←新帝即位、改元の情報の遅延
- ・「選日通書」：17 世紀後半～、曆通事により作成[史料 2・3・4][図 2]  
時憲書到来までのつなぎとして通用、到来と共に切り替える…実際には？
- ・「薩摩曆」との併用？[大谷 2001]=本当？とすれば、どのように使い分けていたのか？用途／範囲

### 【参考文献】

- 大谷光男 2001「時憲曆の曆注について(琉球)—大清乾隆二十七年選日通書(国立国会図書館蔵)」小林春樹編『東アジアの天文・曆学に関する多角的研究』大東文科大学東洋研究所
- 岡本弘道 2001「琉球王国の半印勘合と明朝の朝貢勘合との関係について」『第八回琉中歴史関係国際学術会議論文集』琉球中国関係国際学術会議
- 原田禹雄訳注 2003『周煌 琉球国志略』榕樹書林

### 【参考資料】

史料 1：宣徳三年(1428)、中山王から旧港(パレンバン)へ赴く頭目實達魯等に発給された執照

琉球國中山王、爲船隻事。宣徳三年九月内、拋王相懷機呈称、「有本國頭目實達魯等告称、『欲便駕使海船一隻、裝載磁器等貨、前往舊港買賣』。未敢擅便。緣無文憑、誠恐所在官司盤阻不便。告乞施行」。准此。王府除外、今給義字七十七号半印勘合執照、給付本人等、収執前去。如遇經過關津把隘去處、及沿海巡哨官軍驗實、即便放行、毋得留難不便。所有執照、須至出給者。

今開：

宣徳三年(1428)九月二十四日

執照

表1：琉球の「半印勘合」における字号

字号	発給期間	国王治世
義字 77	1428(宣徳3)	尚巴志
地字 121~192	1467(成化3)~1476(成化12)	尚徳・尚円
玄字 2~240	1477(成化13)~1526(嘉靖5)	尚真
黄字 4~73	1529(嘉靖8)~1555(嘉靖34)	尚清
字字 2~44	1557(嘉靖36)~1572(隆慶6)	尚元
宙字 3~39	1573(隆慶7)~1588(万曆16)	尚永
洪字 2~70	1589(万曆17)~1619(万曆47)	尚寧
仁字 4~75	1623(天啓3)~1653(順治10)	尚豊・尚賢・尚質
義字 1~119	1663(康熙2)~1722(康熙61)	尚質・尚貞・尚敬
礼字 1~343	1723(雍正元)~1868(同治7)	尚敬~尚泰

表2：琉球の「半印勘合」と符文・執照の対照(1509-1516)

字号	西暦	発給月日	種別	船字	目的・目的地	『宝案』番号
玄 168	(1509)	(正徳四年八月十八日)	(符文)	(仁)	(進貢謝恩)	(1-25-06)?
169		(正徳四年八月十八日)	(執照)	(仁)	(進貢謝恩)	
170		(正徳四年八月十八日)	(符文)	(義)	(進貢謝恩)	
171	1509	正徳四年八月十八日	執照	義	進貢謝恩	1-29-06
172		正徳四年八月十八日	執照	寧	暹羅国	1-42-02
173						
174		正徳四年八月十八日	執照	康	滿刺加国	1-42-03
175		正徳四年十月九日	執照	信	暹羅国	1-42-04
176		正徳四年十月九日	執照	信	安南国	1-42-05
177	(1510)	(正徳五年八月十九日)	(符文)	(壽)	(進貢)	(1-25-07)
178	1510	正徳五年八月十九日	執照	壽	進貢	1-29-07
179		(正徳五年八月十九日)	(符文)	(康)	(進貢)	(1-25-08)
180		正徳五年八月十九日	執照	康	進貢	1-29-08
181		正徳五年八月十九日	執照	義	滿刺加国	1-42-06
182						
183						
184	(1511)	(正徳六年八月十三日)	(符文)	(福)	(進貢)	(1-25-09)?
185		(正徳六年八月十三日)	(執照)	(福)	(進貢)	
186		(正徳六年八月十三日)	(符文)		(進貢)	
187		(正徳六年八月十三日)	(執照)		(進貢)	
188	1511	正徳六年八月十三日	執照	康	滿刺加国	1-42-07
189						
190	(1512)	(正徳七年八月十三日)	(符文)	(康)	(進貢)	(1-25-10)
191	1512	正徳七年八月十三日	執照	康	進貢	1-29-09
192		正徳七年八月十三日	執照	義	暹羅国	1-42-08
193	1513	正徳八年八月七日	執照	義	進貢	1-29-10
194		(正徳八年八月七日)	(符文)	(義)	(進貢)	(1-25-11)

195		正徳八年八月七日	執照	康	暹羅国	1-42-09
196		正徳八年八月七日	執照	壽	巡達国	1-42-10
197	(1514)	(正徳九年八月十三日)	(符文)	(寧)	(進貢)	(1-25-12)
198	1514	正徳九年八月十三日	執照	寧	進貢	1-29-11
199		(正徳九年八月十三日)	(符文)	(壽)	(進貢)	(1-25-13)
200		正徳九年八月十三日	執照	壽	進貢	1-29-12
201		正徳九年八月十三日	執照	義	暹羅国	1-42-11
202						
203						
204	1515	正徳十年八月十二日	執照	壽	暹羅国	1-42-13
205		正徳十年八月十二日	執照	寧	佛大泥国	1-42-12
206	(1516)	(正徳十一年九月十三日)	(符文)	(寧)	(進貢謝恩)	
207	1516	正徳十一年九月十三日	執照	寧	進貢謝恩	1-29-13
208		正徳十一年九月十三日	執照	壽	佛太泥国	1-42-14

## 史料2：『琉球国由来記』巻二、曆通事

成化元年乙酉(1465)、八月十五日、金鏘、爲進貢併求錢、(當是時、中山王用中国錢)奉使爲通事、赴閩、學造曆法、回國。中山之造曆、自此而始矣。

## 史料3：『琉球国由来記』巻四、曆

當國、造曆事、通中華後、成化元乙酉年、始傳授來、造之。

先代、用和漢曆。近世、楊春枝古波藏通事親雲上、康熙四年乙巳十月(1665)、奉王命、從司曆官、金守約手登根親雲上、學曆法。

康熙六年丁未(1667)、爲曆法渡唐、留閩四年、傳授曆法。同九年庚戌八月(1670)、奏請曆書刻版准此。而未及成功、次年八月不幸而死。

楊春榮古波藏通事、康熙九庚戌、從兄春枝學曆。至次年、春枝已亡、未傳。故再學於金守約。康熙十二年癸丑(1673)、爲掌曆法造曆書。

翌年刻板已成、行於國中。從此於于今不絶也。

## 史料4：原田禹雄訳注『周煒 琉球国志略』巻四下、節令

『隋書』に、「月のみちかけを眺めて、時節を数え、草が茂り枯れるのをうかがって、一年とする」とある。思うに、これはすべて、まだ中国と通じなかつた昔のことにすぎない。現在は、代々(中国皇帝より毎年頒賜される)曆に謹んで従い奉っている。(琉球の)貢使が北京に着くと、必ず往って時憲書を賜って、それを奉持して帰国する。そして、琉球国内では、特に通事官を置き、あらかじめ『万年曆』によって、推算応用する《(曆の)書面には、「琉球国の司憲書官は、謹んで教札に従い、選日通書を印刷製造して、仮に国内に施行させ、(中国の)天朝が(時)憲書を頒賜あそばされるのを、お待ち申し上げるものである。頒賜された(時)憲書が、わが国に到着次第、国をあげて、すべて(時)憲書を用い、ともに一王(皇帝)の正朔(曆)に、謹んで従い奉ることができるのである。これぞ、千億万年も王(皇帝)の導きと、教化を尊ぶという意味なのである」と、書かれている》。琉球は、遠い貧しい島ではあるが、もともと長らく中国皇帝の教化をうけてきている。そこで、一般の節令を併せて記録して、風俗採訪のよすがとしたい。(以下、省略)

图 1：大明嘉靖二十年歲次辛丑大統曆一卷（京都大学人文科学研究所所藏）

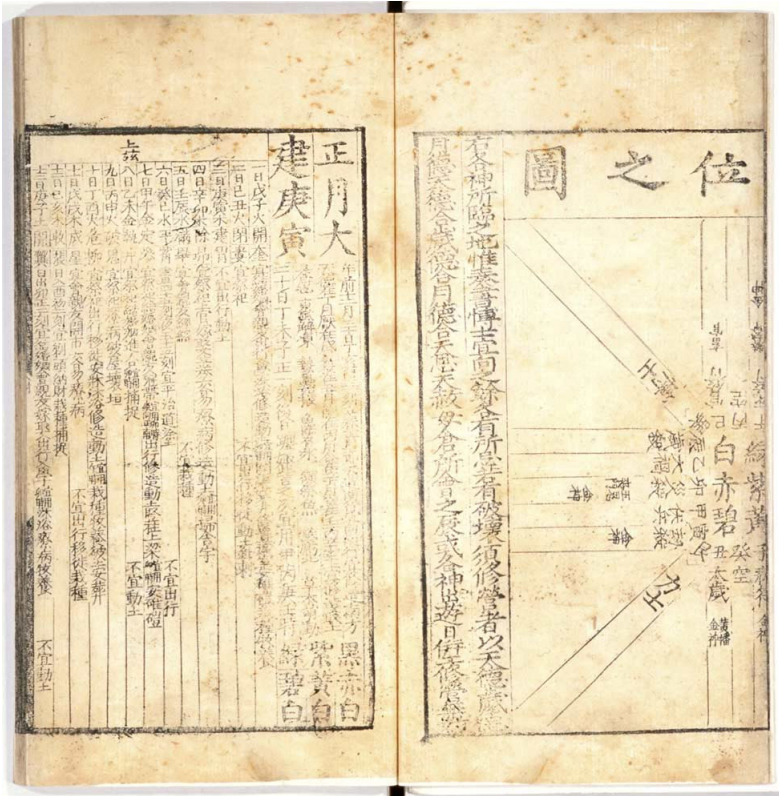


图 2：大清乾隆二十七年選日曆書[大谷 2001,pp.152-153]

